

労務 ROAD

令和8年4月から自転車の交通違反にも反則金が適用されます

令和8年4月から、一定の交通違反をした場合に **交通反則通告制度**(いわゆる**青切符**)が適用されます。従来、自転車の交通違反は、簡単な指導・注意か「赤切符」(刑事手続きで前科がつく)かの極端な処分しかありませんでした。今回の「青切符」の導入により、比較的軽微な違反にも反則金が科されるようになった反面、検挙されても前科はつかない仕組みとなります。自転車で通勤している従業員の方や、業務で自転車を使っている事業者様にとっては適切な交通ルールの理解と安全運転が重要となりますので、ご案内いたします。

交通反則通告制度(青切符)のポイント

- ◇施工日：令和8年4月1日より
- ◇対象：**16歳以上の自転車利用者**(通勤・業務中も対象)
- ◇内容：交通違反をし、検挙された場合、違反を認めて反則金を支払えば **刑事手続きを回避できる仕組み**

主な違反例と反則金

違反内容	反則金
携帯電話使用(保持)	12,000円
一時停止無視	5,000円
右側通行	6,000円
信号無視	6,000円
点滅信号を無視した場合	5,000円
遮断踏切立入り	7,000円
制御装置(ブレーキ)不良	7,000円



これらの違反は一例です。

重大な違反(※)をしたとき又は交通事故を起こしたときは刑事手続き(赤切符)で検挙されます。(※)酒酔い運転・酒気帯び運転・妨害運転など

企業で心がけたい 安全運転のポイント

従業員の通勤・業務利用を安全にするため、以下の点を社内で周知しましょう

- ◇スマホ操作は停車時に行う
- ◇交差点では必ず一時停止・信号遵守
- ◇原則、車道左側走行、歩道では歩行者優先
- ◇傘さし運転・イヤホン使用等も注意



企業としての備え

- 社内安全ルールの見直し
- 安全教育・周知の実施
- 事故・違反時の対応フロー作成

日常の安全意識が大切です

自転車の交通ルールは、これまで以上に厳格に運用されることとなります。反則金制度は「違反の抑止」と「事故防止」を目的としており、従業員自身の安全と企業のリスク管理両面で重要です。まずは **基本的な交通ルールの再確認と社内周知**から始めましょう。

社内規程等の整備についてのご相談は、弊所担当までご連絡ください。

VOL.999
(2603-4)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集：井村・池上・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで！

先日、特別な記念日ではない日に家族写真をスタジオで撮影しました。忙しい毎日の中で何気なく過ぎていく「今」も、写真に残すことで大切な時間だったと気づかされます。撮影中は自然と笑顔や会話が增え、家族がひとつになる温かい時間になりました。慌ただしい日々だからこそ、立ち止まって今を残すことの意味を感じています。これからは定期的に撮影し、その時々家族の姿を残していきたいと思います。

(井貫)



3月労務スケジュール

- ・協会けんぽ 料率改定 (健康保険・介護保険)
※当月控除の場合
- ・地域別最低賃金の改定 (秋田、群馬)
- ・3月退職者の手続き、4月入社準備、異動の確認